

陳情文書表

【令和5年9月定例会議】

受理年月日	受理番号	提出者	付託委員会
令和5年8月7日	陳情第4号	小松島市坂野町字黒地6-11 上甲 雅敏 賛同者他1名	議会運営 委員会

(件名・要旨)

議員の発言に関する「取消し、訂正」規定についての陳情書

【陳情の趣旨】

全国町村議会議長会編集「議員必携」によると、「議会の会議で行う発言については、発言者は、その内容に責任を持たなければならない。このために、発言後にその発言を取り消したり訂正したりすることは、原則として許されないものである。」と述べられている。議会での議員の発言はそれだけ重いということである。ところが、このことが昨今軽んじられているのではないかと思うことが多い。そして、議会でした発言が配信された録画からいつの間にか抹消され、また会議録からも抹消されているのである。

同じ「議員必携」は続けて「しかし、その発言が、不必要な発言であったり、思い違いによる発言であったりする場合、それを取り消したり、訂正を認めないで、その発言についてすべて責任をとれとすることは過酷に過ぎる。そこで、このような場合には、発言者が議会に申し出て、議会の許可を得て自分の発言の全部又は一部を取り消したり、また、議長の許可を得て訂正することができることを会議規則で定めている」とある。ここから小松島市議会会議規則は規定されており、前述のような「取消し、訂正」が行われていたのであろう。以下がその小松島市議会会議規則の条文である。

第65条 発言した議員は、その発言があった日から起算して7日以内（4月30日が到来する場合は4月30日までとする。）に、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

第87条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第65条（発言の取消し又は訂正）の規定により取り消した発言は、掲載しない。

第118条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し、又は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。

しかし、現実においてなされている議員発言は、事前に担当課に問い合わせさせて済ませておくべき種類の質問であったり、準備不足ではないかと思われるケースもあり、時にはその場の思いつき、感情の高ぶりから出た発言ではないかと思われるケースもある。そうした中で起きた問題発言が「議員必携」に言う「すべて責任をとれとすることは過酷に過ぎる」とはとても言い難く、「取消し又は訂正」されるべき「このような場合」の発言とは言えないと考える。議員は明らかに自らの問題発言の責任をとらなければならない。そうでなければ議会における発言が「市民を代表しての議員」としての発言の重さがなくなり、それはひいては小松島市議会の

品位も尊厳もやがて地に落ちることとなる。「議員必携」の「取消し、訂正」において貫かれる考え方はないがしろにされたに等しいというべきであろう。

改めて「発言の取消しや訂正は原則として認められないものである」という厳粛な立場に立つべきであり、特殊な場合として「取消し、訂正」を考えるべきである。

議員の発言の重さを確認し直すべきである。

議長、議会、そして委員長、委員会は、軽々と「取消し、訂正」の許可を出すべきではない。

【陳情の項目】

「議員必携」の立場に立って

1. 小松島市議会会議規則について認識を新たにする。そのための講習会を開く。

2. 第65条、第87条、第118条について、

・発言の「取消し、訂正」は無条件に適用しない。基準を定める。

・第87条を改める。秘密会の議事は掲載しない。議長が取消しを命じた発言及び第65条（発言の取消し又は訂正）の規定により取り消した発言は「取消し、訂正」に至った経緯を記録に残すことを原則とする。例外は別途定める。

以上を追加記載する。

以上、陳情する。